一宮市建設工事成績評定要領

（目的）

第1条　この要領は、一宮市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条　評定の対象は一宮市工事検査要領第3条で規定する一般工事とする。ただし、主たる内容が役務提供等の工事は除くものとする。

（評定者）

第3条　土木工事成績及び建築工事成績の評定者は、一宮市工事検査要領に定める検査員及び一宮市工事監督要領に定める監督員とする。

（評定の方法）

第4条　評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

2　評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3　建設工事の評定は、別に定める建設工事成績評定考査基準により行うものとする。

4　評定の結果は、工事成績評定表（完了）（様式第1）及び細目別評定点採点表（様式第1-2）（以下「工事成績評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の提出）

第5条　評定者は、評定を行ったときは遅滞なく、完成検査完了報告書（公共工事施行に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）様式第40号（その1））に、工事成績評定表を添付し、工事担当課長に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第6条　工事担当課長は、評定者から完成検査完了報告書の提出があったときは、速やかに建設工事の請負者に対して、完成検査完了通知（要領様式第40号（その2））に、項目別評定表（様式第2）を添付して通知するものとする。

（評定の修正）

第7条　工事担当課長は、第6条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、評定者と協議のうえ修正しなければならない。

2　工事担当課長は、前項の修正を行ったときは、建設工事成績評定結果再通知書（様式第3）により遅滞なく、その結果を前条の通知を受けた者に通知しなければならない。

3　前項の規定により、修正した評定の効力は、修正結果の通知後、将来にわたって生じるものとする。また、第6条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。

（説明請求）

第8条　第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（「土曜日、日曜日及び国民の休日」含む。）以内に、評定内容にかかる疑問の趣旨を付した書面により、工事担当課長に対して説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第9条　工事担当課長は、前条による説明を求められたときは、評定者と協議のうえ工事成績評定点に対する説明請求回答書（様式第4）により回答するものとする。

2　工事担当課長は、前項の回答をする場合、建設工事成績評定審査委員会に意見を求めることができる。

3　前項の建設工事成績評定審査委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。

4　説明請求に対する回答は、説明請求の書面を受理した日から30日以内に行うものとする。

5　説明請求に対する回答を受けた者は、再度の説明請求を求めることはできない。

付　則

（施行期日）

1　この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　第6条に規定する、「請負者及び受注者への評定結果の通知」は、施行の日から1年間は完成検査完了通知のみによるものとする。（建設工事成績評定通知実施要領の廃止）

3　建設工事成績評定通知実施要領は、廃止する。

付　則

この要領の一部を改訂し、平成29年6月1日から施行する。

付　則

1　この要領は、令和4年4月1日以降に完成する工事について適用する。

2　この要領の一部を改訂し、令和4年4月1日から施行する。

付　則

1　この要領は、令和5年4月1日以降に完成する工事について適用する。

2　この要領の一部を改訂し、令和5年4月1日から施行する。

付　則

1　この要領は、令和6年6月1日以降に完成する工事について適用する。

2　この要領の一部を改訂し、令和6年6月1日から施行する。

工　事　成　績　評　定　表　（　完　了　）

年　月　日 作成

様式第1

課

工事名		工事場所		契約金額(最終)	¥0	工事番号	
請負者名		現場代理人		主任技術者		工　期		完了年月日	

		専任監督員					主任監督員							検査員(指定部分完了)							検査員(完了)						
		氏名					氏名							氏名							氏名						
考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10.0																					
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10.0																					
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0								+5.0		+2.5		0.0	−7.5	−15	+5.0		+2.5		0.0	−7.5	−15
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0	+2.0		+1.0		0.0	−7.5	−15														
	Ⅲ.安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10.0	+3.0		+1.5		0.0	−7.5	−15														
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0																					
3.出来形	Ⅰ.出　来　形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	−10	−20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	−10	−20
及び	Ⅱ.品　　質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0.0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0.0	−12.5	−25
出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ													+5.0		+2.5		0.0	−5.0		+5.0		+2.5		0.0	−5.0	
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応※2						+0.0																				
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫　※3	+0.0																									
6.社会性等	Ⅰ.地域へ貢献等　※4						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0																
加減点合計(1＋2＋3＋4＋5＋6)		＋0.0　点					＋0.0　点							点							＋0.0　点						
評点(65±加減点合計)　※1		①　＋65.0　点					②　＋65.0　点							③　点							④　＋65.0　点						
評定点計		65.0点	○指定部分完了検査があった場合:①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2 ※但し、③(指定部分完了)が2回以上の場合は平均値 ○指定部分完了検査がなかった場合:①×0.4+②×0.2+④×0.4																								
7.法令遵守等　※7							0　点																				
評定点合計　※8		65点　○　評定点計(65.0 点)+7.法令遵守等(0点)＝ 65 点																									
8.総合評価 技術提案	技術提案履行確認						対象外　※9																				
所　見　※5		(専任監督員)					(主任監督員)							(検査員・指定部分完了)							(検査員・完了)						

※1　65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※5　所見は必ず記入するものとする。

※6　各考査項目ごとの採点は、専任監督員、主任監督員は別紙の工事成績採点の各考査項目別運用表によるものとする。検査員(完了)の評価に先立ち専任、主任監督員が記入する。

※7　法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、主任監督員が完了検査時に行う。

※8　評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※10　総合評価技術提案不履行の場合、法令遵守等で減点する。

（裏面）

細目別評定点採点表

様式第1-2

工事番号:

考　査　項　目	細　　別	①専任監督員	②主任監督員	③検査員(指定部分完了)	④検査員(完了)	細目別評定点	得点割合
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点				2.9点 / 3.3点	4.5%
	Ⅱ.配置技術者	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点				2.9点 / 4.1点	4.5%
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点		点	(0.0)×0.4+6.5＝6.5点	9.4点 / 13.0点	14.5%
	Ⅱ.工程管理	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点	(0.0)×0.2+3.2＝3.2 点			6.1点 / 8.1点	9.4%
	Ⅲ.安全対策	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点	(0.0)×0.2+3.3＝3.3 点			6.2点 / 8.8点	9.5%
	Ⅳ.対外関係	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点				2.9点 / 3.7点	4.5%
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出　来　形	(0.0)×0.4+2.8＝2.8点		点	(0.0)×0.4+6.5＝6.5点	9.3点 / 14.9点	14.3%
	Ⅱ.品　　質	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点		点	(0.0)×0.4+6.5＝6.5点	9.4点 / 17.4点	14.5%
	Ⅲ.出来ばえ			点	(0.0)×0.4+6.5＝6.5点	6.5点 / 8.5点	10.0%
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応		(0.0)×0.2+3.3＝3.3 点			3.3点 / 7.3点	5.1%
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	(0.0)×0.4+2.9＝2.9点				2.9点 / 5.7点	4.5%
6.社会性等	Ⅰ.地域へ貢献等		(0.0)×0.2+3.2＝3.2 点			3.2点 / 5.2点	4.9%
7.法令遵守等			(0)×1 ＝0 点			0.0点	0.0%
8.総合評価技術提案	技術提案履行確認		対象外				
						65.0点 / 100点	

様式第２

項　目　別　評　定　表

工事番号:

考　査　項　目	細　　別	評定点/満点
1.　施　工　体　制	Ⅰ.施工体制一般	3.3 点
	Ⅱ.配置技術者	4.1 点
2.　施　工　状　況	Ⅰ.施工管理	13.0 点
	Ⅱ.工程管理	8.1 点
	Ⅲ.安全対策	8.8 点
	Ⅳ.対外関係	3.7 点
3.　出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	14.9 点
	Ⅱ.品質	17.4 点
	Ⅲ.出来ばえ	8.5 点
4.　工事特性(加点のみ)	Ⅰ.施工条件等への対応	7.3 点
5.　創意工夫(加点のみ)	Ⅰ.創意工夫	5.7 点
6.　社会性等(加点のみ)	Ⅰ.地域への貢献等	5.2 点
7.　法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点 総合評価による減点	0 点
総 合 評 定 点		100 点

様式第３

建設工事成績評定結果の再通知について（通知）

第　　号
年　　月　　日

請負業者
代表者名　様

一宮市長　　㊞

貴社が受注した下記建設工事について、一宮市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。

下記建設工事の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この通知を受けた日から14日（「休日」含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合の手続き等の問合せ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

疑問に対する回答は、書面にて通知します。

記

1. 工　　事　　名
2. 工　事　場　所
3. 請 負 代 金 額
4. 工　　期　自　　年　　月　　日
   完成　　年　　月　　日
5. 検 査 年 月 日　　年　　月　　日
6. 評　　定　　点　　点
7. 本 業 務 の 業 種
8. 本手続き等の問合せ先及び書面の送付先　　工事担当課

以上

様式第４

説 明 請 求 回 答 書

第　　号
年　　月　　日

受注者名
代表者名　　様

工事担当課長

年　　月　　日 付けの説明請求についての回答は、下記のとおりです。

記

1. 工事番号及び工事名
2. 工　　事　　場　　所
3. 請求に対する説明

考 査 項 目	説　　明

(参考様式)

説　明　請　求　書

年　　月　　日

工事担当課長

所在地
請負業者
代表者名

年　　月　　日 付けの下記工事の工事成績評点について説明を請求します。

1. 工事番号及び工事名
2. 工　事　場　所
3. 工　事　担　当　課
4. 説 明 請 求 内 容

請求考査項目	具体的内容